



S氏が現場で倒れたのは暑い7月の事でした。日射病かと近くの医院で診て貰うも、脳疾患の可能性があると救急病院に転送されました。それからずっと労災として療養を続けてきましたが

最近、労基署から「労災認定は難しい…」との連絡が。工作中的の出来事ですから当然、労災と考えます。ところが、脳や心臓疾患に関する国の認定基準は少し違います。厚労省が

「社長の会社は2人代取だが、他社の経管人等にはなっていないでしょうね？」と県の調査員から聞かれたA社のM氏は「ええ」と小声で答えました。でも実調の後、会場の外でM氏が心配そうに尋ねてこられました。「実は…B社

の経管人になつとるんやが、悪かったやろか…？」経管人とは建設業許可の要件の一つで、正確には「経営業務管理責任者」といい、営業所に常勤(通常の勤務日・勤務時間に常駐)している事が求めら

「過労死」と労災保険
「過労死」と労災保険」というパンフレットに脳内出血や心筋梗塞等の脳・心臓疾患の認定基準が出ています。それは①水分補給が著しく阻害される極めて暑熱な作業環境といった異常な出来事②発症前約1週間に同僚にとっても過重な業務③発症前約6ヵ月間に著しい疲労の蓄積をもたらす②と同様の業務…を総合的に判断するとなっています。逆にいうと現場でなくて自宅で倒れても、この基準にあてはまれば”労災”と認定される事も有り得るのです。



「過労死」と労災保険」というパンフレットに脳内出血や心筋梗塞等の脳・心臓疾患の認定基準が出ています。それは①水分補給が著しく阻害される極めて暑熱な作業環境といった異常な出来事②発症前約1週間に同僚にとっても過重な業務③発症前約6ヵ月間に著しい疲労の蓄積をもたらす②と同様の業務…を総合的に判断するとなっています。逆にいうと現場でなくて自宅で倒れても、この基準にあてはまれば”労災”と認定される事も有り得るのです。

「過労死」と労災保険」というパンフレットに脳内出血や心筋梗塞等の脳・心臓疾患の認定基準が出ています。それは①水分補給が著しく阻害される極めて暑熱な作業環境といった異常な出来事②発症前約1週間に同僚にとっても過重な業務③発症前約6ヵ月間に著しい疲労の蓄積をもたらす②と同様の業務…を総合的に判断するとなっています。逆にいうと現場でなくて自宅で倒れても、この基準にあてはまれば”労災”と認定される事も有り得るのです。

同僚にとっても過重な業務③発症前約6ヵ月間に著しい疲労の蓄積をもたらす②と同様の業務…を総合的に判断するとなっています。逆にいうと現場でなくて自宅で倒れても、この基準にあてはまれば”労災”と認定される事も有り得るのです。

れています。そういう人が他社の代表者であると経管人としての常勤性に疑問が生じてくる為、基本的には認められていません。しかし他社(A社)に代取が2名以上いて、実質的に会社を代表する者がM氏以外にいれば、A社では非常勤である事を前提に、B社の経管人・専技はOKという事になっています。明文化されたものではありませんので経審の調査員が知らずに聞いてしまった次第です。

を前提に、B社の経管人・専技はOKという事になっています。明文化されたものではありませんので経審の調査員が知らずに聞いてしまった次第です。

